

昭和 63 年 5 月 24 日発効
平成 4 年 11 月 5 日改訂
平成 12 年 12 月 1 日改訂
平成 18 年 6 月 22 日改訂
平成 26 年 11 月 18 日改訂
平成 30 年 6 月 16 日改訂

第 1 章総則

(名称)

第 1 条 本会は、ダイヤモンドワイヤーソー工法研究会と称する。

本会は、略称 DWS 工法研究会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を東京都品川区西五反田 1-4-8 に置く

(目的)

第 3 条 本会は、ダイヤモンドワイヤーソー工法(以下本工法という)の普及、技術の向上並びにその健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本工法の普及および広報活動
- (2) 本工法の技術資料の整備
- (3) 本工法の研究および技術情報の交換
- (4) 本工法に関する工業所有権の調査および対策
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第 2 章会員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、本会の目的および事業に賛同し、かつ本工法の普及・発展を図ろうとする企業をもって構成する。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとするものは、別途定める入会申込書に会員の推薦状を添付して申込み、理事会において過半数の賛同を得なければならない。

(会員の義務)

第7条 本会の会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 本工法の普及に努めると共に、第4条に定める事業に積極的に協力すること。
- (2) 本会で知り得た相互の情報又は成果等に関して、会員以外の第三者に開示しないこと。
- (3) 会員は自己の保有する工業所有権の管理と共に、第三者の権利を尊重し係争回避に努めること。
- (4) 第21条に定める会費を納入すること。
- (5) 本会の会則を厳守すること。

(退会)

第8条 退会しようとする会員は、理由を付した退会届を会長に提出することにより退会することができる。

会員が本会の目的に反して事業を妨げ・義務を怠り、名誉を傷つける行為をしたときは理事会の決議により退会させることができる。

第3章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監査役 2名

(役員を選任等)

第10条 理事は第5条に定める会員の互選により選出し総会において選任する。

会長、副会長は理事の互選による。

監査役は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し会長に支障があるときその職務を代行する。理事は理事会を構成し会務を執行する。

監査役は本会の収支決算の監査を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。

補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第4章 会議

第13条 定期総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が召集する。臨時総会は会長又は理事会が必要と認めたとき、もしくは会員の過半数から会議の目的たる事項を示し請求があったとき召集する。

(総会の決議事項)

第14条 総会においては、本会則に別段の規定がある場合を除き、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支報告に関する事項
- (3) 会則の改廃、変更に関する事項
- (4) その他理事会において必要と認める事項

(総会の決議)

第15条 総会は本会則に別段の規定がある場合を除き、過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数の同意をもって議決する、可否同数の場合は議長がこれを決する。

但し、この場合委任状による出席を認める。

(理事会)

第16条 理事会は役員をもって構成し毎年一回一定の時期に召集するほか、会長が必要と認めたとき、または、理事の過半数から会議の目的たる事項を示し請求があったとき召集する。

(理事会の決議事項)

第17条 理事会においては、本会則に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会議決の執行に関する事項
- (4) 会員の入退会
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(理事会の決議)

第18条 理事会は本会則に別段の規定がある場合を除き、過半数の出席を持って成立し出席理事の過半数を持って議決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

但し、この場合委任状による出席を認める。

(委員会・部会)

第19条 本会は、その事業の円滑な運営を図るため、委員会・部会などを置くことができる。委員会・部会の業務などは、理事会において決定する。

第5章会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

事務局は会計年度終了後すみやかに本会の決算書を作成し、監査役の監査を受けるとともに総会の承認を得なければならない。

(会計支弁)

第21条 本会の経費は次の収入を持ってこれにあてる。

- (1) 年会費
- (2) 寄付金
- (3) 臨時会費及びその他収入

(年会費)

第22条 本会の年会費は次の通りとし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

- (1) 年会費 50,000円

年会費は毎年4月末日までに納付するものとする。

但し、年度中途に入会した場合は、入会のときにその金額を納付するものとする。

本会に納付された入会費及び会費はいかなる場合もこれを返還しない。

第6章その他

(解散、残余財産の処分)

第23条 本会は、会員の3分の2以上の同意をもって解散することができる。

この場合の残余財産の処分は理事会で決定する。

(定めなき事項)

第24条 本会則に定めなき事項については、理事会においてこれを決定する。

(事務局)

第25条 事務局は次の事務を処する。

- (1) 諸会議等の案内状の作成及びその発送
- (2) 総会、理事会などに付議する諸文書(資料)の作成
- (3) 運営資金の管理及び収支決算報告書の作成
- (4) 会員相互の連絡・調整
- (5) 対外的問い合わせにたいする窓口業務
- (6) その他事務局としての必要な業務

(連絡担当者)

第26条 会員各社は、連絡担当者をおき事務局との連絡にあたる。